

第15回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和5年11月 9 日(木) 15 時30分～	
場 所	県庁別館2階 第3会議室A	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	・各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換④(土砂災害防止法②)	

1 開 会 (15時30分開始)

2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

・各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換④(土砂災害防止法②)

3 議事の内容

○内藤総務局長

それでは、逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会第15回会議を開催します。前回に引き続きまして、議題1ですけれども、検証対象の法令に係る行政対応に関する考察等について意見交換をしていきたいと思っております。

最初に、この前、土砂災害防止法の関係でいろいろ議論があった経緯を踏まえて、杉本課長から修正後の資料を提出していただきましたので、まずそちらの御説明をお願いします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今回の資料について、右上に書いてありますように、赤字部分が前回からの修正箇所になります。それと、清水参事から、この辺の言い回しというか、様式というか、その辺のことがございましたので、それを基に文章を修正しております。

それでは、まず1ページ目のところで行きますと、土砂災害という定義についてしっかり書いたほうがいいという御意見もございましたので、この1ページ目の最後のところのポツのところ、「本法で規定する「土砂災害」とは」ということで、これについての記載を書かせてもらっています。これは括弧書きに書いてありますように、土砂法の2条、あるいは

は逐条解説、あとは土砂災害防止対策基本指針というところに土砂災害に関する記載がございまして、その辺を基に記載させていただきました。今言った内容、法律等についての話は2ページ目に記載させていただいています。一応、このような形で土砂災害について説明を加えております。

続いて、12 ページに論点整理ということで、これは記載方法の統一というところがございまして、この2点、論点としては、①として伊豆山地区について基礎調査の開始から指定までの間の対応は適切であったか、②上流域で行われていた不適切な開発行為の情報や当該行為による被害のおそれ等の周知は適切に行われていたのかという、この2点をこのような形で記載しております。

それに対して、13 ページから、事実関係を踏まえた論点と考察ということで、この辺は記載の統一というところも含めて、見直しを行っております。内容的には特に新たなところはございませんが、ここの4番(1)の事実関係のところについては、1ポツ目から4ポツ目までを前回と修正を加えたところがございます。

もう少し細かく言っていったほうがいいですか。

○内藤総務局長

そうですね。変わったところを中心に読むものですから。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

内容的には特に変えてないので、内容が変わったところを付け加えます。

次のページに行きまして、14 ページ、1ポツ目のところなんですけれども、これは追記させてもらっています。泉地区を優先したことが、基本計画に合致した内容で、この泉地区を優先しているということが分かるような表現の文章を付け加えています。読ませていただきますが、「加えて、この取り扱いについては、県基本計画の「地域の優先区分とは別に優先できる箇所」とされている「行政界をまたぐ危険箇所、早急な対応が必要な箇所」に該当することから、県基本計画に沿うものであったと考える」というような形で、泉地区を優先した理由等についてこのような形で基本計画の内容を含めた形でコメントを加えさせてもらっています。

あと、前回の議論のところで、その次の「なお」のポツのところの下から2行目にある「源頭部における開発等を規制することは」の「開発等」の「等」には何が含まれますかということがございしましたが、開発行為のような土地改変のほかには、立木の伐採や工作物の建築、そういうことを考えて、「等」というのはそういうのが含まれると考えています。

それで、(2)の事実関係の整理の上2つのポツについては、内容的には変えていませんが、コメントをこのような形で一部修正した内容としております。

ここ1点、議論したときに内藤委員長から指摘があったことがあり、土砂災害防止法では抑制できなかったが、土木事務所としては他法で指導に当たるべきであったという考察を加える必要があるかということに対して、再発防止の観点においては各法令に共通する部分があるので、全体的なものとして取りまとめるべきというような答え方もしていましたが、清水委員からも個別で入れるほうがよいと考えるというような形でもあって、

結局、この件については、特にここのコメントは入れてないんですけども、また後ほど、この辺について確認させていただけたらと思っております。その部分が(2)の確認・判明した事実関係のところの内容になります。

続いて、その中の15ページの考察です。考察のところ、最後のポツのところなんですけども、表現を統一すべきということもございまして、ここの最後の文章については「職員間で問題意識をもって情報共有を図り、熱海市とも連携して不適切盛土の存在事実を認識した上で住民への周知を行うなど、警戒避難体制を徹底すべきであった」ということで、そういうような表現に変えております。

あと5番、考察を踏まえた再発防止に向けた対策についてですけども、これについては、書きぶりは、全体を通した、ほかの法律も含めた横並び的な書きぶりにするという調整は、特に今この場ではやっておりますが、一応、赤字の部分が追記したり、修正したところになります。特に(1)番の速やかな区域の指定及び見直しのところについては、1ポツ目のところでは、「本県では2020(R2)年3月に全指定対象区域について、警戒区域等の指定を終えている。現在は、県及び市町等の関係機関から年2回、官民の事業による地形改変に関する情報を収集し、指定区域の範囲に影響を及ぼすものがあつた場合には、警戒区域の見直しを行っているので、この取り組みを継続していく。なお、他法令の規制や届出の対象外や不適切な地形改変など、その事実を見逃す場合もあることから、他都道府県における区域の見直し手法について情報収集し、有効な手法があれば積極的な採用に努めていく」ということです。

あとは、次のポツも読ませてもらいますが、「また、航空レーザ測量による高精度地図(令和3年度完成)を用いて、新たに警戒区域の指定が必要な箇所を抽出し、順次追加指定していく。追加指定に向けては、対象箇所が相当数にのぼることが見込まれるため、速やかに調査・指定を進めることができるよう、これまでに県が作成した基本計画や実施計画、手引き等を見直し、手続きの改善を図る」ということで、手続等の見直しということで表現を少し変えております。

あとは、次の(2)番については、清水委員からの御指摘もありまして、最後のポツの2行目の最後に、「避難行動に資する対策の徹底を要請していることから」という部分で、「指導を徹底している」という表現から、「対策の徹底を要請している」という表現に修正させていただいております。

簡単ですが、以上です。

○内藤総務局長

ありがとうございました。今の御説明に対して御質問などがありましたらお願いします。

(2)のところ、考察、2ポツ目を入れてくれたという話ですね。「熱海土木の土砂法の担当が逢初川上流部における不適切な開発行為を認知していたならば、逢初川源頭部における不適切盛り土の存在を下流域の住民に周知できた可能性もある」というところはずっとあつたでしょうか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
すみません。真っ赤だから新しいほう。

○内藤総務局長
これは大事ですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
ここは追記ですね。

○内藤総務局長
これに対して、この部分に係る今後の対応というのは、どこに当たるのか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
再発防止策のところでしたね。考察の(2)ですね。

○内藤総務局長
そうですね。土木事務所内において、何か情報共有の場みたいなものを設けていくような、そういう対応はできないのかと思うんですけど、なかなか難しいんでしょうか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
そうですね。確かに土木事務所内のことは書いてない。砂防と一緒にできてしまっている。向こうには書いてあるのだと思います。

○松村砂防課傾斜地保全班長
どちらかというと何か共通する、そういう所管以外の情報を、横串を刺して、情報共有していくということは、砂防に限らず。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
当然ながら、その辺は一つの再発防止策の話としてダブってもいいですよ。

○内藤総務局長
そうですね。それか、全体的なところに書くかですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
先程の、前回もあったように、各法令の関係については、それ以外の法律との連携というのは、当然、砂防以外にも、土砂法もそうですが、全部言えることなので、そこは全体でまとめた内容にするのか、個々で入れていくべきなのかというところがあります。今言った土木事務所の対応ということであれば、当然ながら、農林事務所もそうだと思いますが、本当は事務所の中での情報共有は、一つの今後の再発防止策としての取組と

して、全ての事務所に言えることであるというのは、そちらで言うのか。どちらかなというところはあるんですけど、まあ、書いてもいいのかな。

○内藤総務局長

そうですね。書いてもいいかもしれませんが。全体的なところに漠然とした形で書かれると、結局、現場においてはそういうことが実際に出されないということも危惧されるので、ここはここで、くどいようだけど、一々うたうような形にできたらと思いますけれど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

事務所内でのそこら辺の、そういうことですね。

○清水総務局参事

確かに、今、内藤局長がおっしゃったように、考察のところを見て、こういうところが問題だったと言っていて、今後の対応を見たときに、それに対応するものがないと、「ないじゃん」みたいに言われてしまうような気もするので、そういう意味では、ダブったとしてもあってもいいかなと。全体のところはまだ書けてないんですけど、全体を書いていくときに、また、調整が出てくれば、やるというかたちで。

○内藤総務局長

そっちはそっちでそのことを書けばいいと思うんですけどね。考察で、ここは問題だったとか、ここはこうすることもできたんじゃないかみたいなことを書いてある、それに対応する対策というか、そこは一番言われてしまうと思うので、そこが抜けていると。確実に記載していくということをお願いしたいと思います。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それこそ今のところは、2ポツ目でもそう書いてあります。事務所内で情報共有すべきであったということが最後の言葉で締めとなって、そういうところですね。

○内藤総務局長

その他は何かありますでしょうか。いいですか。望月さん。

○望月盛土対策課長

ちょっと忘れる前に。昨日、 さんと話していたときに、全然この話と別ですが、砂防管理条例にこだわっているというのが、何でかという、谷地形とか、水位が高いところには盛土してはいけないという文章がある。それを置いて言っているんだよね。ほかにはそれはない。ほかは擁壁を、本来なら擁壁をつくらなければいけないんだけど、砂防は一切、認めてない。だから、砂防法が適用されていれば、盛土されることはなかった、と。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今言っているのは、条例にそういうことが書いてある。

○望月盛土対策課長

規則、運用かどこかにある。それを見て言っている。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そこにどういふふうに書いてあるのですか。

○望月盛土対策課長

谷地形及び水位が高い場合とか、しづらいのかな。盛土してはいけないと書いてある。それを見て、砂防管理条例に指定していれば適用される。だから、盛土されることはなかったと言っている。それって違うと思うよ。ただし書があって、ただし、排水施設とか何かあった場合に、それは適切な処理をすれば何でもできてしまうんだから。よくよく見ると、そういうふうに書いてあった。■■■■さんを見て、「えっ」と驚いた顔をしていたんだけど。

そもそも何で砂防がずっと砂防、砂防と言っているのか、そういうのも表面的なそれだけを見て言っているのであって、実際には何の法律であろうが、止めようと思えば止められるし、許可しようと思うと許可できてしまう。ただ、面積要件とかが。

○内藤総務局長

砂防指定地管理条例の第3条というものですかね。第3条、砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則に定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。その中の(3)に、土地の掘削、開墾、盛土その他土地の形状を変更する行為という1項がある。これを言っているのですか。

○望月盛土対策課長

それではなくて、技術基準かなにかだと思います。

○内藤総務局長

これは条例そのものじゃなくて、ということですか。

○望月盛土対策課長

それは当然なんだけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これは技術基準を。

○松村砂防課傾斜地保全班長
指定地内行為は。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長
書いてあるもので。

○望月盛土対策課長

森林とか、土採取条例だって同じ、趣旨は一緒だし、持ってきているところは一緒だと思う。そこら辺の理解が深まってないというか、理解してないから、砂防条例って、管理条例の話はずっとしているのではないかな。と思いました。なので、比較表みたいなものを前にお渡ししましたが、それぞれの法律の比較表みたいなものでどれだけ止められるとか、止められないとか、面積要件とか、そういうものがあると理解してくれるかもしれない。

○内藤総務局長

表みたいなものをつくって、何とか法だったら、どういう行為を止められるとか、その基準はどうなっているとか、そういうのを横に並べるということですか。それはすぐつくれますか。そういう箱をまずつくって、みんなに照会して埋めてもらう。

○望月盛土対策課長

この前、杉本さんにお渡ししましたよね。■■■さんが言って、つくれという指示があった。

○清水総務局参事

もうベースがあるんですか。

○望月盛土対策課長

そういう趣旨で。

○福田土地対策課長

この所管何とかルールみたいな、そういうものがあつた。

○清水総務局参事

図みたいなものですか。

○福田土地対策課長

A4 ワンペーパー。

○望月盛土対策課長

各事業というか、法律ごとに基準があるんですよ。例えば地震時を考慮するとか、排水の設計強度は幾つにするとか。

○福田土地対策課長

そんなのをつくったんですか。忙しいときに。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そこまで書いてあったらすごいですね。

○内藤総務局長

つくったものはどこに出たんですか。

○望月盛土対策課長

それをつくったんですが、結局、日の目を見なかったね。

○福田土地対策課長

うちにもありそうだな。

○内藤総務局長

そういうものを載せていったらどうかというのを。

○望月盛土対策課長

そういうので比較すると、砂防条例が厳しいわけじゃなくて、罰則も土採取条例は弱いわけではないよね。砂防法と特にそろっているから、森林法と一緒にかもしれない。考えてもいいのかも。確かにそういう罰則が厳しいかもしれないけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今、皆さんに送りましたが、法律の解釈ということで、この件ですよ。これではないですか。技術論の表でしたか。これではないですか。

○内藤総務局長

それはどこにあるんですか。

○松村砂防課傾斜地保全班長

まず砂防管理条例の、技術基準みたいな。砂防管理条例の技術基準を検索してみます。さっきから検索しているんですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

砂防何とか、地滑りの大規模何とかという。そういう技術基準。技術基準はそこだと思います。そこに書いてある。

○望月盛土対策課長

そこに形態とってあって、ここに、「谷地形及び水位が高い場合には盛土してはいけない」ということが書いてあって、それを見て。だから、砂防管理条例は厳しいんだよなんて言ってきたんですね。ちょっと貸してくださいと言って見たら、下のほうにスクロールすると、「ただし」というのがある。「ただし、排水施設をつくれれば許可する」と書いてあるので。

○松村砂防課傾斜地保全班長

本、ちょっと見てみましょうか。書棚にあるもので。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

書棚というのは……。■■■■、知っているかな。砂防地滑りにおける、大規模盛土工方針だとか、そういうもの。

○内藤総務局長

ちょっと休憩にしますか。

(休 憩)

○内藤総務局長

それでは、再開します。それを説明していただけますか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

今、望月課長から話があった内容については、「砂防指定地及び地すべり防止区域内における宅地造成等の大規模開発審査基準案」というのが出ていて、自分たちが砂防指定地内でこういう行為をしたい場合は申請を上げてもらうといったときには、この基準にのっとって、その内容をチェックしていくものになります。その中に盛土の禁止区域という項目があって、その記載の中に、「地下水位が高く浸透水及び湧水の多い区域、軟弱な基礎地盤区域には、盛土は認めない。」と書いてあります。だけど、この下にただし書があって、「ただし、地質、土質、地形、地下水及び湧水等の状況等を精査し、その結果を基に安定計算を実施して適切な対策を講じる場合は、この限りではない。」ということで、決してできないということにはなっていないということがここには記載されております。

○内藤総務局長

ありがとうございました。ということで、今のも含めて、各法律ごとに法律がどういう基準を持っているか、比較をする表みたいなものを考えてみたい。

○望月盛土対策課長

砂防法にこだわる理由がよく分からない。

○内藤総務局長

■■■■さんがですか。

○望月盛土対策課長

一般的にそうなんだろうけど。先生方もそうなんだけど、砂防法に区域指定されてないから崩壊したという言い方をしている人もいるんだけど、現に土採取条例であれ、森林法であれ、多分、基準は一緒だと思うんです。適用範囲が違うだけであって。それ自体が理解していないんじゃないかな。せめて法律というか、手順を丁寧にしてあげて、砂防法が適用されていれば、本当に砂防法は極端な話、1平方メートル、1立方メートル、盛土するだけで適用になってしまうから、そういう意味では確かに砂防法が規定されていればよかったんだろうけれども、1平方メートル、1立方メートルで盛土したとしても崩壊することはほとんどないから、ある程度大きい規模になった段階ですよ。ということは、別に砂防法にこだわる必要はないのではという気がするんです。

○内藤総務局長

今日の新聞記事で専門家みたいな人が、小規模の盛土でも規制すべきだったみたいな。

○清水総務局参事

規模に関係なく。

○内藤総務局長

規模に関係なく規制すべきだったみたいな、あれは砂防法の運用、規制が必要だと言いたいんですよね。

そういう誤解をやっぱり解く必要がある。そういう比較をできるようなものを、最初なり最後なり、どこに入れるかは検討するとして、まず、つくってみますか。

ちょっと話が飛んでしまったんですけど、土砂災害防止法についてはよろしいでしょうか。取りあえず一旦よろしいですか。

では、今日のところは、これはこれで終わりということにしたいと思います。

都市計画法はなかなか難しいですか。

○福田土地対策課長

今、鋭意作成中でございます。

○内藤総務局長

難しいということで、それでは、次に、清水さんが用意した書類の説明をお願いします。

○清水総務局参事

まだ皆さんに渡していなかった。紙を用意したので、配ります。

今お配りしたのが、この間、都市計画法の考察をやったときに権限移譲関係のところ、移譲が機械的だとか、そういった表現もあつたりとかしたものですから。

○福田土地対策課長

ちょっと辛辣な表現を使っていたので。

○清水総務局参事

一応、権限移譲自体はちょうど平成18年に移譲されているものですから、平成18年の移譲自体は、今、お手元に抜粋でお配りした第3次の権限移譲推進計画に、都市計画法の開発許可は移譲する対象事務ということで盛り込まれていて、めくっていただいて、基本的な考え方の(2)に「市町村の規模等に応じた移譲」というところで、決して機械的ということではなくて、移譲する業務の内容や、移譲を受ければこういういいところがありますよだとか、移譲するに当たってはこういう支援がありますからというような、そういったところで積極的に市町村のほうの手を挙げやすいような形で進めていきたいと思いますところもあつたものですから。こういうのもありますよという前提にしつつ、あと、その中で、「7の計画実現に伴う市町村への支援」という項目の中で、(2)とかに移譲事務処理に係る人的支援というところで、これは考察の中にも書いていただいていたんですけども、移譲前後の年度において、市町村からの要望に応じて、人事交流等の人的支援に努めるといふところがあるものですから、熱海市に対しても、この計画に基づいて人事交流がされていたといふところがあるものですから。この権限移譲の部分で考察のときにも、権限移譲推進計画とかもちょっと引っ張ってきたりとかしてもいいのかなというところなんです。ちょっとペラでお配りしたのが権限移譲の部分の県から熱海市への支援が適切であったかといふところのサンプル的につくったものなんですけれども、事実関係のところは移譲の是非といふか、そこら辺はなくてもいいかなというようにところで、どんな支援を行っていたかといふところが前面に持ってこれたらなというところで、1ポツ目に、人事交流をやっていたことだとか、うろ覚えですがたしかヒアリングをやったときに、手引きのようなものを渡したりとかといふのがあつたような、そういったものがあればそういったところも書いてもいいのかなと思います。あとは、前回つくっていただいていた中で、土木事務所の体制が移譲した後に変わったといふところがあつたものですから、それはあつたほうがいいのか。3ポツ目とかも、■■■さんにヒアリングしたときに、体制を変えてしまったので聞ける人がいなくてといふか、聞きにくくなってしまったみたいな、実質聞

けなかったみたいな話があったので、そういったところも書きつつ。あと、たしかこれもヒアリングの中で市で判断してねみたいな、そういう回答をされてしまうものでというのがあったと思うので、そこも事実として、県にとってはよくない話なんですけど、書いてもいいのかなというふうにしています。

あとは福田課長が熱海市に技術的な助言とかをやった記録がありますかというところを調べてくださっていたので、その辺りも事実関係の中に入れていき、考察としては、推進計画に基づいて、実務研修を行うなど適切な支援をまずしていたというようなところ。ただ、都市計画課と建築住宅課の統合については、移譲がされて、管内の全市、全市といっても熱海市と伊東市しかないので、両方とも同じタイミングで移譲されているので、事務所の体制としては関わっているけど、移譲を受けた市から見れば、ちょっとマイナス的に働いたよねというような、これも書くべきかどうかというのはちょっとあるんですけれども、そういった見た目もあるかなと。あとは市で判断すべきものというところについては、やはり県から権限がなくなってしまうところを厳格に解釈するというか、そういうふうに捉えたところがあったもので、そういう回答になってしまったかなという気はするんですけれども、円滑な事務の支援という観点からはもうちょっと寄り添ったほうがよかったのではないかみたいな、考察としてはそういう視点もあるかなというところ。です。

あと、再発防止に向けた対策としては、これは市町行財政課に確認をしたところ、熱海の災害を受けて、事務の点検とかをしたじゃないですか。それを踏まえて、今年度かな、今後の権限移譲の方針のようなものをまとめていくことになっているようで、その中で事務ごとに相談窓口というのも考えたほうがよいのではないかと、そんな視点もあるように伺ったものですから、先読みみたいな形になってしまうのですが、そういうことも考えたほうがいいんじゃないかみたいなところを入れたりというのもあるかなというところ。あとは今後の移譲事務の執行という観点の中では、集まる機会があるかどうか分からないのですが、集まる機会があれば、何か困っている問題がないかなとか、関係する市町間で、問題を共有したりというような、そういったものを吸い上げたりだとか、共有したりとかする場があってもいいのかな。実際にもうやられているかもしれないんですけども、やられているなら、やられているものを書いてもいいのかなと。

○内藤総務局長

■さんも、そういう虎の巻みたいなのがあって、例えば本当に実務的なやつですよ。4月に担当が替わったときに来る人というのは、狙ってくるので、そういうのに応じないとか、4月、5月は許可しないとか、そういうマニュアル的なのがあったんだけど、今はないという話なので、そういうものをちゃんとつくとか、そういうことも必要じゃないかなと思うんですけど。

○福田土地対策課長

当時は説明会の中で、年度当初に初任者、初任者にかかわらず誰が来てもよかったんですよ。その中で、本庁の職員が、市町、土木事務所もそうでしたけど、そういう心得

みたいなものをしゃべっていたんです。今、本庁も大分実力が衰えてきてしまって、そういうことがしゃべれないんですけど。

○内藤総務局長

そういうのをやったほうがいいと思うんですけどね。そういうのをやると言ったら、具体的な対策で、いい体制だなと思うんですけど。せっかくこういう市町の都市計画担当課が会する機会があるのであれば、そのときにそういうお話をして、資料もちゃんとあってというのがいいんじゃないかなと思うんですけど。

○福田土地対策課長

実際に日々市町からの相談が上がってきていて、今の時点で百何十件と、今年度だけでも相談を受けているものですから、その辺を書いてもいいかもしれない。

○清水総務局参事

そうですね。あとは、もしかしたら、そんなに相談が来ているんだったら、多分、口頭で答えているかもしれないんですけど、事例集じゃないんですけど、引継ぎして、その結果をばっとばらまいてあげるだけでも……。

○内藤総務局長

ある市から問い合わせがあったら、そこに答えて終わりにしてしまっているんですね。

○福田土地対策課長

そうですね。

○内藤総務局長

多分、そういうのは同様の事例がどこかほかの市であつたら、やっぱり役に立つかもしれないので、そういうものを全部ストックして、まとめて、質疑応答集とかね。

○福田土地対策課長

ただ、そうやって市町からの相談に答えるときには過去の相談事例みたいなものをちゃんと参考にしていたり、全国の連絡協議会みたいなものの中でそういう事例があつたりするので。

○内藤総務局長

その事例を集めたものを全部共有して、やっていったらどうかなと思いますけど。

あともう1点、この前、検証委員会のときに触れられていたと思うんですけど、移譲してしまった事務についても、支障があれば、また、県に戻すことも考えるとか。

○清水総務局参事

それはもう方針としては出しているのです。

○内藤総務局長

あるんですか。

○清水総務局参事

ええ。

○内藤総務局長

だから、あえて書かないということか。

○清水総務局参事

一応、全庁的な権限移譲推進チームみたいなものがあって、その中で、毎年、市町に照会をかけたりにして、返戻したい事務がもしあったとしたら、これはこういう理由で返戻したいといった話が上がってくると思うので、そうしたら、担当課と市との間で話して、恐らく、返す返さないという調整等をして、実際に返戻された事務もあるそうです。

○内藤総務局長

詳しくないので分からないんですけど、例えば都市計画法とかを熱海市に権限移譲しましたと。でも、伊東市は要らないよとか、そういうのはあるんですか。

○清水総務局参事

それはあり得ます。ただ、やっぱり住民から見たときに、熱海市は市でやってくれるけど、伊東市はやってくれないのかみたいな、そういうことがあると、熱海市が受けるんだったら、うちも受けなきゃいけないかみたいな……。

○内藤総務局長

だから、そういうことをやっているもので、本当は受けたくないけれど、我慢して受けさせられてしまった市町村がある。

○清水総務局参事

受けさせられるというか、ちょっとやらざるを得ないかなというふうに判断したところはあるかなとは思いますが。

○内藤総務局長

それが問題なのかもしれないです。

○福田土地対策課長

実際は実力がないのにもらってしまったという市町は幾らも……。

○内藤総務局長

実力があって、こういう事務を俺にやらせろという市町村もあるけど、一方で、そんなの、うちでやらなければいけないのと思っている人もいるかもしれない。

○清水総務局参事

ただ、県から「やってください」とは言ってないはずなので、周りから追い込まれているというのはあるんですけど。

○内藤総務局長

そこはちょっとね。そこはそういうこともやっているから、あえて書かないというか、書く必要がないということですね。

○清水総務局参事

書くなら書いてもいいと思いますけど、権限移譲の方針とかに沿って、丁寧に市町の状況を聞くとか。

○内藤総務局長

返上した事務もあったとおっしゃったんだけど、それはある市は返上したけど、ある市は返上してないということですか。

○清水総務局参事

多分そうだと。具体的に何かとちょっと言えないんですけど。全部ではないと思います。実際に、今、移譲されているものの中でも、必ずしも全市町に移譲されているわけではなくて、手を挙げたところだけに移譲されているというところは当然あるので。

○内藤総務局長

分かりました。では、都市計画法をやるときにこれを参考にさせていただいて。

○福田土地対策課長

そのままいただきますので。

○内藤総務局長

御検討いただいて。

○清水総務局参事

その部分はちょっと不適切なものとか、あると思うので。

○福田土地対策課長

いえいえ、そんなことはないですよ。

○内藤総務局長

お願いします。もう一つ。

○清水総務局参事

もう一つ。ごめんなさい。

これもサンプルです。この間、廃棄物処理法との関係をやっていただいたときに論点ごとにまとめたほうがいいんじゃないかということもお話をさせていただいたものですから、論点ごとに整理をしました。前提として、私自身がまだ廃棄物処理法の制度というか、この間の排出事業者なのか、行為者なのか、処分をした人なのかというところの理解が及んでない部分があるものですから、理解が及んでない状態でサンプルを書き換えたところがあるものですから。

サンプルなので、(1)のところだけ説明させていただきます。(1)の論点が排出事業者を特定するための調査とその調査結果の取扱いとが適切であったかというような論点ですから、確認・判明した事実関係のところには、当然、瓦礫類が搬入されて山積みされた状態をまず確認したというところから始まって、それを踏まえて、誰に何をしていたのかという、その辺の事実関係をまずは。ここの部分、やったことが多いものですから、物すごい事実関係が多くなってしまっているのですが、[]に何をした、[]に何をしたとか、そういった事実関係をまとめたりだとか、あとは[]に相談しに行ったりして、[]では[]じゃないのというような話があったりとかしたものですから、その辺りの事実だとか。

あと、18条報告を[]と[]と[]とかにしたら、3人とも[]が排出事業者だよというような報告がされているけど、[]に相談したら、[]じゃないのという話があり、それらを踏まえて、もう少し18条報告しようとかというところで、その辺りをつらつら書いていってというようなところですね。

あとは、[]さんが、自分が引き継ぐもので、きれいにしたいみたいなどころから、聞きたいことがあれば、言ってくれば答えるよみたいなどころがあったので、それを踏まえて18条報告を求めたりとかしているんで、その辺りの事実関係をまずは並べて、考察としては、通常の廃棄物の野積み事案と比べればいいのかどうかあれなんですけれども、そういった野積み事案があったときには、通常はどういう対応をするのかという、その対応と、この当時の対応を比較して、妥当であったかどうかというようなところで考察をまとめていけばいいのかなと思います。

ここの考察で、考察に当たっての視点と勝手に書いてしまっているのは、排出事業者なのか、処理をした人なのかという理解がまだ及んでないことによるんですけれども、ここで書かせていただいているのは、持ち込まれた産業廃棄物を処理するという視点で考えれば、排出事業者を特定するというところにこだわらなくてもいいという考え方もある

のかなと思ったものですから、そういうふうに書いてしまっているんですけども。

あと、一番最初に■■■■■に事情を聞きながら指導したときに、処理計画を出してねというふうをお願いしていて、■■■■■から処理計画が提出されているんですけども、とすれば、処理計画の履行を求めて、指導に従わなければ■■■■■に措置命令を出すというような、そんなこともやり取りした可能性があるのかなと、勝手に思ったものですから、そんなことを書いてしまっていたりとかですね。

あとは、■■■■■自身も含めて、関係する3者が、■■■■■が排出事業者だという報告をしているのに、なぜそれを真実として取り扱わないのかなという。というのは、18条報告自体が、廃棄物処理法に基づいて、罰則のある法律に基づく手続として確立されているものなものですから、そういうもので正式に報告を求めて、それに対して、報告を求めた者がしてきた報告については、それなりの真実性があるのではないかという考え方もでき得るんじゃないのかなと思ひまして。とすると、その段階で、法律相談とかもする余地もあったのでは、というところであるとか、あとは、■■■■■に、弁護士じゃないですけども、専門家のほうに相談に行って、■■■■■でいいんじゃないのみたいな話があったときに、ここもそれなりのところだと思うものですから、そこに相談した結果を採用するというような、■■■■■を責めていくというような、そういう対応を考える余地もあったのではないのかなというところで、そこも法律相談とかもかけてもよかったのかなというものがあつたので、入れてみたりとかですね。

あとは、一番最初に関係3者に18条報告を求めて、それが2009年10月だったので、それぞれの者からされた報告への評価というんですかね、報告に疑義があるとか、不明な点があるというような評価をしたのが約半年後の6月で、それを踏まえて、追加の報告を求めるという方針を持っていたんですけども、実際に求めたのがさらに半年を超える、後に追加の18条報告を求めたりとかしているものですから、スピード感としてどうだったのかなという視点もあるかもしれないなと思ひ、こんな形で書いたところです。

(2)以降も、基本的には論点についての事実関係というのを拾い上げていて、論点自身の考察とかと、あと、付随して考察するものがあれば、それは入れていったほうがいいかなとは思ったんですけども…。

○内藤総務局長

この辺りが必要じゃないかということなんです。考察で。

○清水総務局参事

なので、この(1)の部分で見ると、自分が基本的な部分が少し押さえられてないところがあるものですから、押さええていない状態で見ると、こういうところがちょっと気になるなというところを挙げさせていただきました。(2)以降も基本的には事実関係と考察の関係は同じかなというところなんですけれども。(2)はあくまでもサンプルなので、簡単にさせていただきます。

以上です。

○内藤総務局長

ありがとうございます。これについては、片山さんのほうで。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりやすく。

○内藤総務局長

御検討いただきたいと思います。

○片山廃棄物リサイクル課長

修正いたします。

○内藤総務局長

今日はここまで。

○清水総務局参事

5時半ですね。

○内藤総務局長

取りあえず資料はもうないものですから。すみません。都市計画法と、砂防法と森林法か、そこら辺、また、次回までにできないですかね。

○清水総務局参事

次回が14日の午後。でも、盛土対策会議があって…。

○杉本砂防課長

ブリーフィングもあって。

○清水総務局参事

ブリーフィングって何時ぐらいですか。

○杉本砂防課長

1時半から。

○清水総務局参事

1時半からですか。2時間ぐらiyorる感じですか。そんなにはやらないですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

今度2時から。

○杉本砂防課長

前、どれぐらいやりましたか。

○大川井森林保全課長

俺がやったとき1時間半ぐらいやったかな。質問があったりしたので。

○杉本砂防課長

1時間半ぐらい。3時ぐらいまでかかるね。

○清水総務局参事

3時半ぐらい。

○内藤総務局長

14日3時ぐらいから。

○清水総務局参事

3時ぐらいまでやっている可能性があります、ブリーフィング。3時半ぐらい。

○内藤総務局長

3時半。

○清水総務局参事

余り時間がない。

○内藤総務局長

今日、4時か。

○清水総務局参事

今日よりはありますね。

○清水総務局参事

イメージとしては、森林法と都計法。

○内藤総務局長

そうですね。順番からしたらそうですね。森林法、都計法を最初にやりましたので。お願いします。都計法はみんな考えていかなければいけないと思います。

○福田土地対策課長
悩ましいところですね。

○内藤総務局長
一番ほかの人がついてくるところがあるけど。

○望月盛土対策課長
確認なんですけど、A、B工区は■■■■ですよね。

○福田土地対策課長
何がですか。

○望月盛土対策課長
施工者。

○福田土地対策課長
■■■■は首になったじゃないですか。

○清水総務局参事
最初に■■■■で、その後、■■■■。

○福田土地対策課長
開発許可を取ったのは■■■■ですが、結局、施工したのが■■■■、違う。
■■■■か。

○望月盛土対策課長
■■■■？

○福田土地対策課長
■■■■はC、Eです。

○望月盛土対策課長
■■■■と■■■■の関係ってあるんですか。

○福田土地対策課長
ないとみなして許可を出した。

○望月盛土対策課長
■■■■との関係性は。

○福田土地対策課長

■■■■と■■■■との関係性はあると言えはあるし、ないと言えはないんだけど、役員の名前に出てくるわけでもないし。

○内藤総務局長

書類上はない。

○福田土地対策課長

事務所の所在地も調べたけど、近いけど、違う。

○望月盛土対策課長

■■■■と■■■■との関係。

○福田土地対策課長

それもないですね。表面的には。

○内藤総務局長

いいですか。じゃ、今日はここまでにしたいと思います。次回は14日をお願いします。それでは、本日の会議を終了します。ありがとうございました。